

溶融亜鉛めっきにおける亜鉛浴に使用する亜鉛地金の品質に関する  
(見解と今後の対応)

平成 27 年 5 月  
一般社団法人 日本溶融亜鉛鍍金協会  
理事長 田中 雄



幣協会は、平成 27 年 3 月 20 日付けで JIS H 2107 (亜鉛地金) が改正されたことに伴い、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 原案作成委員会事務局としての見解、並びに今後の対応を下記に示します。

記

1. 改正 JIS H 2107 (亜鉛地金) では、適用範囲から再生亜鉛については規定しないとしています。一方、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) では、5.一般事項 (亜鉛浴の品質)、a)地金の項で、「亜鉛浴に使用する亜鉛は、JIS H 2107 に規定する蒸留亜鉛 1 種又はこれと同等以上の品質の亜鉛地金とする」と規定しております。

弊協会では、従前より化学成分<sup>(注)</sup>が蒸留亜鉛 1 種と同等またはこれ以上の再生亜鉛であれば、この使用を JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) の適用範囲としてきており、今後もその考え方についての変更はありません。

(注) 化学成分の分析方法は JIS H 2107 に規定される方法による

2. なお、幣協会は、5.一般事項、a)地金の項目を見直す等、できるだけ ISO に準拠する方向で JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) の改定作業を進めます。

(注) 今回の見解は、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) で規定する地金の解釈をするに当たって、混乱を招かないよう整理したものです。関係者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以 上